

町田市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 (2 0 1 7 年) 3 月 1 0 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市手数料条例の一部を改正する条例

町田市手数料条例（平成12年1月町田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表103の項の次に次のように加える。

<p>103の2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する手数料（非住宅部分（同法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）の用途が工場等（工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下同じ。）のみの場合）</p>	<p>1件につき 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</p> <p>ア 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,100円</p> <p>イ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 80,400円</p> <p>ウ 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 128,000円</p> <p>エ 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 161,000円</p> <p>オ 25,000平方メートル以上のもの 201,000円</p>
<p>103の3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する手数料（非住宅部分の</p>	<p>1件につき 次のア及びイに掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる額</p> <p>ア モデル建物法（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。</p>

用途が工場等のみでない場合)

以下この項、114の項及び115の項において「省令」という。)第1条第1項第1号イに規定する一次エネルギー消費量(以下この項及び115の項において「一次エネルギー消費量」という。)の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第10条第1号イ(1)に規定する屋内周囲空間の年間熱負荷(以下この項において「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。)の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。103の5の項、107の項、111の項及び115の3の項において同じ。)による場合当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額

- (1) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 145,700円
- (2) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 235,700円
- (3) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 309,000円

(4) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの
371,000円

(5) 25,000平方メートル以上のもの
435,000円

イ 標準入力法等(実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。103の5の項、107の項、111の項及び115の3の項において同じ。)による場合 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額

(1) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
367,100円

(2) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
523,700円

(3) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの
646,000円

(4) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの
763,000円

(5) 25,000平方メートル以上の

	もの 871,000円
103の4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する手数料 (非住宅部分の用途が工場等のみの場合)	1件につき 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額 ア 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 19,100円 イ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 56,400円 ウ 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 90,000円 エ 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 113,000円 オ 25,000平方メートル以上のもの 141,000円
103の5 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する手数料 (非住宅部分の用途が工場等のみでない場合)	1件につき 次のア及びイに掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる額 ア モデル建物法による場合 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額 (1) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 102,100円

(2) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
165,100円

(3) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの
216,000円

(4) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの
260,000円

(5) 25,000平方メートル以上のもの
305,000円

イ 標準入力法等による場合 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額

(1) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
257,100円

(2) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
366,700円

(3) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの
453,000円

(4) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの
535,000円

	(5) 25,000平方メートル以上のもの 610,000円
--	--------------------------------

別表104の項中「(平成27年法律第53号)」を削り、同表105の項中「(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。)」を削り、同表107の項中「(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項、114の項及び115の項において「省令」という。))第1条第1項第1号イに規定する一次エネルギー消費量(以下この項及び115の項において「一次エネルギー消費量」という。)の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第8条第1号イ(1)に規定する屋内周囲空間の年間熱負荷(以下この項において「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。)の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。111の項において同じ。)」及び「(実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。111の項において同じ。)」を削り、同表115の項の次に次のように加える。

115の2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明手数料(非住宅部分の用途が工場等のみの場合)	1件につき 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額 ア 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 19,100円 イ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 56,400円 ウ 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 9
---	---

	<p>0, 000円</p> <p>エ 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 113,000円</p> <p>オ 25,000平方メートル以上のもの 141,000円</p>
<p>115の3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明手数料（非住宅部分の用途が工場等のみでない場合）</p>	<p>1件につき 次のア及びイに掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる額</p> <p>ア モデル建物法による場合 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</p> <p>(1) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 102,100円</p> <p>(2) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 165,100円</p> <p>(3) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 216,000円</p> <p>(4) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 260,000円</p> <p>(5) 25,000平方メートル以上のもの 305,000円</p> <p>イ 標準入力法等による場合 当該部分</p>

	<p>の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</p> <p>(1) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 257,100円</p> <p>(2) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 366,700円</p> <p>(3) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 453,000円</p> <p>(4) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 535,000円</p> <p>(5) 25,000平方メートル以上のもの 610,000円</p>
--	---

別表中備考10を備考13とし、備考9を備考12とし、備考8を備考11とし、同表備考7中「104の項から111の項までに掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料」を「認定申請手数料等」に改め、同備考を同表備考10とし、同表備考6中「104の項から111の項までに掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料」を「認定申請手数料等」に改め、同備考を同表備考9とし、同表備考5中「建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料」の次に「(以下「認定申請手数料等」という。)」を加え、同備考を同表備考8とし、同表備考4の次に次のように加える。

5 103の2の項から103の5の項までに掲げる建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料若しくは建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建

建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は115の2の項及び115の3の項に掲げる建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明手数料（以下「適合性判定手数料等」という。）の算出において、複合建築物（住宅部分と非住宅部分とを含む建築物をいう。）の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合には、非住宅部分として取り扱う。

6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の適合性判定手数料等の額は、当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算出した額とする。

7 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する特定建築行為に該当する増築又は改築（同法附則第3条第1項の規定が適用される特定増改築を除く。）を行う場合の適合性判定手数料等の額は、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計に応じて算出した額とする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

町田市手数料条例新旧対照表

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	金額	名称	金額
略	略	略	略
<u>103の2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する手数料（非住宅部分（同法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）の用途が工場等（工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下同じ。）のみの場合）</u>	<u>1件につき 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</u> <u>ア 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,100円</u> <u>イ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 80,400円</u> <u>ウ 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 128,000円</u> <u>エ 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 161,000円</u> <u>オ 25,000平方メートル以上のもの 201,000円</u>		
<u>103の3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準等を定</u>	<u>1件につき 次のア及びイに掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる額</u> <u>ア モデル建物法（建築物エネルギー消費性能基準等を定</u>		

町田市手数料条例新旧対照表

改正後		改正前	
<p><u>ギー消費性能適合性判定に関する手数料（非住宅部分の用途が工場等のみでない場合）</u></p>	<p><u>める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項、114の項及び115の項において「省令」という。）第1条第1項第1号イに規定する一次エネルギー消費量（以下この項及び115の項において「一次エネルギー消費量」という。）の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第10条第1号イ（1）に規定する屋内周囲空間の年間熱負荷（以下この項において「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。）の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。103の5の項、107の項、111の項及び115の3の項において同じ。）による場合 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</u></p> <p><u>（1） 300平方メートル以上2,000平方メー</u></p>		

町田市手数料条例新旧対照表

改正後	改正前
<p> <u>トル未満のもの</u> <u>145,700</u> <u>円</u> <u>(2) 2,000</u> <u>平方メートル以</u> <u>上5,000平方</u> <u>メートル未満の</u> <u>もの 235,7</u> <u>00円</u> <u>(3) 5,000</u> <u>平方メートル以</u> <u>上10,000平</u> <u>方メートル未満</u> <u>のもの 309,</u> <u>000円</u> <u>(4) 10,00</u> <u>0平方メートル</u> <u>以上25,000</u> <u>平方メートル未</u> <u>満のもの 37</u> <u>1,000円</u> <u>(5) 25,00</u> <u>0平方メートル</u> <u>以上のもの 4</u> <u>35,000円</u> <u>イ 標準入力法等(実</u> <u>際の設計仕様の条</u> <u>件を基に算定した</u> <u>一次エネルギー消</u> <u>費量及び屋内周囲</u> <u>空間の年間熱負荷</u> <u>を用いて評価する</u> <u>方法をいう。103</u> <u>の5の項、107の</u> <u>項、111の項及び</u> <u>115の3の項に</u> <u>おいて同じ。)によ</u> <u>る場合 当該部分</u> </p>	

町田市手数料条例新旧対照表

改正後		改正前	
	<p>の床面積の合計に 応じ、次に掲げる額 (1) 300平方 メートル以上2, 000平方メー トル未満のもの 367,100 円 (2) 2,000 平方メートル以 上5,000平方 メートル未満の もの 523,7 00円 (3) 5,000 平方メートル以 上10,000平 方メートル未満 のもの 646, 000円 (4) 10,00 0平方メートル 以上25,000 平方メートル未 満のもの 76 3,000円 (5) 25,00 0平方メートル 以上のもの 8 71,000円</p>		
<p>103の4 建築物 のエネルギー消費 性能の向上に関す る法律第12条第 2項又は第13条 第3項の規定に基 づく建築物エネル ギー消費性能確保</p>	<p>1件につき 当該部 分の床面積の合計に 応じ、次に掲げる額 ア 300平方メー トル以上2,000 平方メートル未満 のもの 19,10 0円</p>		

町田市手数料条例新旧対照表

改正後		改正前	
<p>計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する手数料（非住宅部分の用途が工場等のみの場合）</p>	<p>イ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 56,400円</p>		
	<p>ウ 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 90,000円</p>		
	<p>エ 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 113,000円</p>		
	<p>オ 25,000平方メートル以上のもの 141,000円</p>		
<p>103の5 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する手数料（非住宅部分の用途が工場等のみでない場合）</p>	<p>1件につき 次のア及びイに掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる額</p> <p>ア モデル建物法による場合 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</p> <p>(1) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 102,100円</p> <p>(2) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の</p>		

町田市手数料条例新旧対照表

改正後		改正前	
	<p>もの 165,100円</p> <p>(3) 5,000</p> <p>平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 216,000円</p> <p>(4) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 260,000円</p> <p>(5) 25,000平方メートル以上のもの 305,000円</p> <p>イ 標準入力法等による場合 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</p> <p>(1) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 257,100円</p> <p>(2) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 366,700円</p> <p>(3) 5,000平方メートル以上10,000平</p>		

町田市手数料条例新旧対照表

改正後		改正前	
	<p>方メートル未満のもの <u>453,000円</u></p> <p>(4) <u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u> <u>535,000円</u></p> <p>(5) <u>25,000平方メートル以上のもの</u> <u>610,000円</u></p>		
<p>104 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に関する認定申請手数料（当該申請に併せて同項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として市長が定めるものが提出された場合（105の項から111の項までにおいて「適合性が確認されている場合」という。）において、当該建築物が一戸建て住宅であるとき。）</p>	<p>1件につき 5,100円</p>	<p>104 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律<u>（平成27年法律第53号）</u>第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に関する認定申請手数料（当該申請に併せて同項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として市長が定めるものが提出された場合（105の項から111の項までにおいて「適合性が確認されている場合」という。）において、当該建築物が一戸建て住宅であるとき。）</p>	<p>1件につき 5,100円</p>

町田市手数料条例新旧対照表

改正後		改正前	
105 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に関する認定申請手数料（適合性が確認されている場合において、当該建築物が一戸建て住宅以外のものであるとき。）	1件につき 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる額 ア・イ 略 ウ 一の建築物の申請の場合（非住宅部分） 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額 (1)～(6) 略	105 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に関する認定申請手数料（適合性が確認されている場合において、当該建築物が一戸建て住宅以外のものであるとき。）	1件につき 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる額 ア・イ 略 ウ 一の建築物の申請の場合（非住宅部分） <u>（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）</u> ） 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額 (1)～(6) 略
略	略	略	略
107 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に関する認定申請手数料（適合性が確認されている場合以外の場合において、当該建築物が一戸建て住宅以外のものであるとき。）	1件につき 次のアからエまでに掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる額 ア・イ 略 ウ 一の建築物の申請の場合（非住宅部分についてモデル建物法による場合） 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額	107 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に関する認定申請手数料（適合性が確認されている場合以外の場合において、当該建築物が一戸建て住宅以外のものであるとき。）	1件につき 次のアからエまでに掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる額 ア・イ 略 ウ 一の建築物の申請の場合（非住宅部分についてモデル建物法 <u>（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項、114の項及び115の項において「省令」という。）</u> ）第1条第1項第1号イに規定する一

町田市手数料条例新旧対照表

改正後		改正前	
	<p>(1)～(6) 略 エ 一の建築物の申請の場合(非住宅部分について標準入力法等による場合) 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</p>		<p><u>次エネルギー消費量(以下この項及び115の項において「一次エネルギー消費量」という。)</u> <u>の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第8条第1号イ(1)に規定する屋内周囲空間の年間熱負荷(以下この項において「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。)</u> <u>の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。</u> <u>111の項において同じ。)</u>による場合) 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</p> <p>(1)～(6) 略 エ 一の建築物の申請の場合(非住宅部分について標準入力法等(実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。111の項において同じ。))による場合) 当該部分の</p>

町田市手数料条例新旧対照表

改正後		改正前	
	(1)～(6) 略		床面積の合計に応じ、次に掲げる額 (1)～(6) 略
略	略	略	略
<u>115の2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明手数料(非住宅部分の用途が工場等のみの場合)</u>	<p>1件につき 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</p> <p>ア 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 19,100円</p> <p>イ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 56,400円</p> <p>ウ 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 90,000円</p> <p>エ 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 113,000円</p> <p>オ 25,000平方メートル以上のもの 141,000円</p>		
<u>115の3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明手数料(非住宅部分の用途が工場等のみの場合)</u>	<p>1件につき 次のア及びイに掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる額</p> <p>ア モデル建物法による場合 当該部</p>		

町田市手数料条例新旧対照表

改正後		改正前	
<p><u>ギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明手数料（非住宅部分の用途が工場等のみでない場合）</u></p>	<p><u>分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</u></p> <p><u>(1) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 102,100円</u></p> <p><u>(2) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 165,100円</u></p> <p><u>(3) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 216,000円</u></p> <p><u>(4) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 260,000円</u></p> <p><u>(5) 25,000平方メートル以上のもの 305,000円</u></p> <p><u>イ 標準入力法等による場合 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</u></p> <p><u>(1) 300平方メートル以上2,</u></p>		

町田市手数料条例新旧対照表

改正後		改正前	
	<p><u>000平方メートル未満のもの</u> <u>257,100</u> 円 (2) <u>2,000</u></p> <p><u>平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u> <u>366,700</u>円 (3) <u>5,000</u></p> <p><u>平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u> <u>453,000</u>円 (4) <u>10,000</u></p> <p><u>平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u> <u>535,000</u>円 (5) <u>25,000</u></p> <p><u>平方メートル以上のもの</u> <u>610,000</u>円</p>		
略	略	略	略
備考		備考	
1～4 略		1～4 略	
5 <u>103の2の項から103の5の項までに掲げる建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料若しくは建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は115の2の項及び115の3の項に掲げる建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明手数料</u> （以			

町田市手数料条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>下「適合性判定手数料等」という。）の算出において、複合建築物（住宅部分と非住宅部分とを含む建築物をいう。）の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合には、非住宅部分として取り扱う。</u></p> <p><u>6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の適合性判定手数料等の額は、当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算出した額とする。</u></p> <p><u>7 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する特定建築行為に該当する増築又は改築（同法附則第3条第1項の規定が適用される特定増改築を除く。）を行う場合の適合性判定手数料等の額は、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計に応じて算出した額とする。</u></p> <p><u>8 104の項から111の項までに掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（以下「認定申請手数料等」という。）について、一の建築物の申請の場合における手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。</u></p> <p><u>9 認定申請手数料等について、同一の建築物において住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時に行う場合における手数</u></p>	<p><u>5 104の項から111の項までに掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料について、一の建築物の申請の場合における手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。</u></p> <p><u>6 104の項から111の項までに掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費</u></p>

町田市手数料条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>料の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額とする。</p> <p><u>10</u> 認定申請手数料等について、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物の非住宅部分のみを申請する場合における手数料の額は、当該非住宅部分の床面積の合計を一の建築物の申請の場合における非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額とする。</p> <p><u>11</u> 略</p> <p><u>12</u> 略</p> <p><u>13</u> 略</p>	<p><u>性能向上計画変更認定申請手数料</u>について、同一の建築物において住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時に行う場合における手数料の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額とする。</p> <p><u>7 104</u>の項から<u>111</u>の項までに掲げる<u>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料</u>について、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物の非住宅部分のみを申請する場合における手数料の額は、当該非住宅部分の床面積の合計を一の建築物の申請の場合における非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額とする。</p> <p><u>8</u> 略</p> <p><u>9</u> 略</p> <p><u>10</u> 略</p>